

## 公募に関する質問とその回答 (Q & A)

2026/4/23 時点

No.	資料	項目	質問	回答
1	説明会資料	—	説明会で投影された資料は、PDF 等でのご共有のご予定はありますか？	説明会で用いた資料は専用サイトに掲載しました。
2	説明会資料	—	説明会以降の追加質問は可能ですか？回答内容は公表されますか？	説明会での質問に対する回答を、本資料にて公表しております。 説明会後の問合せについては、公募要領の表紙に示す「問合せ先」までお問合せください。質問者にメール等を用いて個別に回答いたします。応募事業者に共通して告知すべき質問等があった場合は、質問者が特定されない形で質問と回答を公表する場合があります。
3	説明会資料	—	関係部が多いため、各部からの案件のエントリーが予想されますが、窓口は一つにした方がよいですか？	応募段階においては事業者単位での応募が必要になりますので、応募前段階でのご質問やご照会についても、できるだけ社内で調整を行っていただいた上で、連絡調整の窓口を一本化するようにお願いします。
4	公募要領	I 事業の概要 3 補助対象事業の内容	既に提供している機能の拡充や機能利用でできる媒体の追加も対象になりますか？	昨年度国土交通省で実施した同種の補助事業「多様な受取方法等の普及促進実証事業」において採択された事業と同じ内容（例えば、昨年度事業の水平展開のための設備補充や対象エリアの単純な拡大等）は基本的に認められません。ただし、実証対象（エリア類型や設備種別、利用ターゲット等）の拡大や、機能・サービスの拡充・向上等、物流の負荷軽減に向けた新規性が認められれば本事業の対象になります。この点を含め、ぜひ有意義なご提案をお願いします。 なお、昨年度の補助事業「多様な受取方法等の普及促進実証事業」の実施結果を公表しました ( <a href="https://www.takuhai-poc.jp/archive2025">https://www.takuhai-poc.jp/archive2025</a> )。本補助事業の専用サイト下のバナーからもアクセスできます。

No.	資料	項目	質問	回答
5	公募要領	I 事業の概要 3 補助対象事業の内容	「ドライバーの負荷軽減」に寄与するものであれば、再配達削減に限った内容でなくても対象になりますか？	再配達削減に限らず、消費者の多様・柔軟な受取・注文方法を通じてドライバーの多様な実務（配達・集荷・運転等）の負荷を低減し、「物流負荷の低減」に資するものは対象となりますので、多様なご提案をお願いいたします。
6	公募要領	I 事業の概要 5 実施期間	事業をシステム開発と実証に分けた場合、実証開始日の指定はありますか？	指定はございません。ただし、事業成果の検証に必要なデータ取得のため、できるだけ長く実証期間を確保できるようにご注意ください。なお、このスケジュールの妥当性も審査の対象としますのでご注意ください。
7	公募要領	I 事業の概要 5 実施期間	交付決定日はいつ頃を目安とすればよいですか？	6月初旬に、有識者審査会の審査を踏まえた採択者を決定・通知させていただきます。その後、採択者より交付申請書類を提出いただき、事務局にて確認の上、正式に間接補助事業者として決定・通知します。この決定通知日をもって、交付決定日（事業開始可能日）とします。
8	公募要領	I 事業の概要 6 補助内容・補助率・下限額・上限額	複数の提案は可能ですか？1社1案件等の制限がありますか？	公募要領に示すとおり、1事業者から複数の事業提案を行うことは認めますが、その場合はそれぞれの事業提案に対して審査を行い、採択された事業の補助金合計は、補助金上限額（5,000万円）の枠内とします。複数提案の場合、経費の重複申請、二重交付は認められませんのでご注意ください。
9	公募要領	I 事業の概要 6 補助内容・補助率・下限額・上限額	自社のみでの申請と、他社と共同プロジェクトでの申請がある場合、①自社のみと、②他社連名事業、の2つを提出する形となりますか？また、連名での申請の場合の「1社あたりの上限額」の考え方はどうなりますか？	補助金の交付は事業者単位となりますので、複数事業者での共同プロジェクトの場合は、代表事業者を決めていただき、代表事業者名で応募してください。 1事業者あたりの補助金上限は代表事業者ごとに5,000万円となります。いずれの場合も、経費の重複申請、二重交付は認められませんのでご注意ください。
10	公募要領	I 事業の概要 6 補助内容・補助率・下限額・上限額	別施策と合算して最低基準額を上回るエントリーは認められますか？	補助金下限額（250万円）は案件単位です。

No.	資料	項目	質問	回答
11	公募要領	I 事業の概要 7 採択の要件	KPIの設定(数値的なもの)のイメージについて、例に挙げていただけますか？	公募要領にあるとおり、以下のようなものを想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 再配達に係るトラックドライバーの労働時間の削減量もしくは削減率</li> <li>▶ トラックドライバーの労働時間当たりの配達個数の増加量もしくは増加率等</li> <li>▶ 1個当たりの配達に要するトラックドライバーの労働時間の削減量もしくは削減率</li> <li>▶ 多様・柔軟な受取方法が選択された実績の増加率</li> <li>▶ 面積当たり(もしくは人口当たり)の受取拠点数の増加</li> <li>▶ トラック積載率の向上 など</li> </ul>
12	公募要領	I 事業の概要 7 採択の要件	実証後は、その成果が公表されるものと思いますが、特許取得を想定している場合、特許取得における重要なノウハウは非公開にしてもよいですか？	特許情報や営業秘密等は公表資料に含める必要はありませんが、実証調査・効果検証を対象とした補助事業ですので、その目的のために最低限必要な情報は公開される前提でご検討ください。
13	公募要領	I 事業の概要 8 補助対象経費	社内リソースによる開発を計画しておりますが、支払完了報告とはどのようにすればよいですか？	システム開発等を社内で行う場合には、その人件費を補助対象費用として計上することが可能です。自社調達を行う場合の人件費は、補助事業従事者の作業時間に対する給料その他手当をいい、利益を排除したものでなければなりません。なお、人件費投入の実績や各担当者の人件費単価については、証跡が必要になりますので、公募要領、交付規程のほか、事務局より採択者に提示する「事務処理マニュアル」に基づき、経費処理を行っていただきます。
14	公募要領	I 事業の概要 8 補助対象経費	日程がタイトな中、実証期間中の利用促進のためのPR活動も必要と考えますが、これらは補助対象に含まれますか？	交付決定後の事業実施期間における本事業に係るPR活動費用は補助対象に含まれます。ただし、本事業に限らない全社的な広報費や、事業実施期間終了後の一般利用に係るPR活動費用については対象外になります。
15	公募要領	I 事業の概要 8 補助対象経費	特許等の知的財産権に関する出願等にかかる費用も補助の対象となりますか？	本補助事業は「先進的な取組に関する実証調査や効果検証を支援する」ことを目的としており、特定の事業者による特許権益の獲得を企図しているものではないため、特許等出願に関する費用への補助金拠出はできません。ただし、事業者の判断において、本事業を通じた特許出願等を妨げるものではございません。

No.	資料	項目	質問	回答
16	公募要領	I 事業の概要 8 補助対象経費	本事業において、配送物の紛失や盗難に係る保険の付保に係る費用は計上してよいですか？	本事業の目的に合致するもの、かつ事業実施期間内での計上が可能なものは、費用計上が認められます。なお、既に運用・適用されている保険に関する費用は、補助対象経費として認められません。
17	公募要領	III 事業の実施 1 事業全体の流れ	補助金給付はいつ頃が目処ですか？	事業実施期間は令和8年12月31日までとし、その後、事業者からの結果報告（令和9年1月末を期限）を確認・精査の上、令和9年3月上旬の支払いを予定しています。
18	公募要領	III 事業の実施 2 審査・採択	採択件数は最大何件程度を想定していますか？昨年度は何社応募があり、何社採択になりましたか？	補助金総額の枠内で採択を予定しており、最大件数の想定はございません。なお、昨年度国土交通省で実施した同種の補助事業「多様な受取方法等の普及促進実証事業」では、全体で9社、10案件を採択しました。
19	公募要領	III 事業の実施 2 審査・採択	採択の審査は書類だけでしょうか？電話や面談の審査はありますか？	審査は有識者審査会において、応募書類のみを対象とした審査になります。なお、審査の過程において、個別に応募者への確認を行う場合がありますので、その際には迅速にご対応いただけますようお願いいたします。
20	公募要領	III 事業の実施 2 審査・採択	新規性・先進性とは何ですか？	「未だ実装されていない新規性、先進性のある取り組みか」、「未・低利用である技術や仕組みの活用・複合化があるか」などの観点で評価する予定です。ご提案される事業において、既に導入されているサービスとの違い、未利用である技術などについて、応募書類に具体的に記述いただくようお願いします。
21	公募要領	III 事業の実施 2 審査・採択	審査基準について、各審査項目の点数・ウエイトの設定は公表されないのですか？	公募要領の審査基準に示すとおり、評価ランクと得点率に基づき評価点を算出し、有識者委員会において適正に審査します。審査内容、審査項目ごとの配点などの公表は行いません。
22	公募要領	III 事業の実施 2 審査・採択	審査結果に対する照会は可能ですか？	審査の結果、採択された事業者には所定の手続の上、「交付決定通知書」を発送するとともに、専用サイト上で採択者名を公表します。（6月中旬以降を予定） 審査内容や評価点の公開は行いません。また、審査結果に対する個別のお問い合わせにお答えすることはできません。

No.	資料	項目	質問	回答
23	公募要領	その他	この公募は来年度以降もあると考えてよいですか？	来年度以降の補助事業については未定です。
24	応募書類	様式全般	提出書類のデータ形式に制限はありますか？	応募様式1～3は、専用サイトからダウンロードしたワード形式（応募様式2別紙はパワーポイント形式）のほか、全体をパワーポイントなどの他のデータ形式で作成いただいても構いませんが、いずれの場合もPDF形式でご提出ください。
25	応募書類	様式全般	応募様式1～3について「捺印」は必要ですか？	応募様式第1の応募申請書も含め、捺印は不要です。
26	応募書類	様式全般	提出後の応募書類の差し替えは可能ですか？	ご提出後の応募書類の差し替えは原則認めません。ただし、提出書類に軽微な不備が認められた場合、その修正に伴う差し替えのみ受け付けます。不安な点がある場合は、事前にお問い合わせください。
27	応募書類	様式全般	応募申請の締切に鑑みた場合、システム開発の見積が概算となる可能性があります。応募時点ではどの程度の精度が求められますか？	応募期間が限られる中で大変恐縮ですが、実施体制の構築・調整を含め、応募段階において、できるだけ具体的かつ現実的な金額の見積をお願いします。交付額は事業終了後の精算払いのため、確定額である必要はございません。 なお、採択後の交付申請手続においては、費用の精査を行っていただいた上での申請をお願いいたしますので、ご注意ください。事業終了後、経費の証跡を確認の上、交付額の確定を行い、補助金の支払を行います。
28	応募書類	様式2実施計画書	各項目1枚以内という枚数制限について、枚数の追加や様式の変更等は可能ですか？	公平な審査のため、枚数制限は守ってください。行間や余白等は、常識的な範囲内で変更していただいても構いません。 ただし、提案内容の補足説明資料を追加で添付することは可能とします。こちらのページ数は特に制限はしませんが、添付された補足説明資料と、当該様式における記載内容との対応関係がわかるように明示しておいてください。